

裁決例 2

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日 A 会社に雇用され、システムの営業などに従事していたが、夜眠れないなどして平成〇年〇月〇日 B クリニックに受診し「適応障害、混合性不安抑うつ症又は軽症うつ病エピソード」と診断され、同年〇月〇日別の C クリニックに受診し「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日受診した D 病院においても「うつ病」と診断された後、同月〇日自宅近くのビルから飛び降り自殺した。

請求人は、被災者に対する上司らのいじめ・嫌がらせは、人格否定の言動を伴い、上司としての裁量や業務指導の範囲を逸脱しており、会社の支援・協力が無い状況において、被災者は精神障害を発病し、自殺に至ったとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ。

審査会としては、上司らの被災者に対する言動は、人格や人間性を否定するような言動が含まれており、業務指導の範囲を著しく逸脱した指導ないし嫌がらせであったことが認められ、被災者に対する会社の支援・協力も認められず、業務による心理的負荷の総合評価は「強」と判断すること等から、被災者の死亡は、業務による心理的負荷により発病した精神障害によるものと認められるとして、原処分を取り消した。